

2 教総総第 5 1 8 号
令和 2 年 5 月 2 5 日

各都立学校長
庁内各部長
多摩教育事務所長
教育庁各出張所長
各事業所長

殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤 田 裕 司
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の解除に伴う
都立学校の対応について (通知)

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 3 2 条に基づく緊急事態宣言が解除されたことを受け、特措法第 2 4 条第 7 項に基づく、東京都知事から東京都教育委員会に対する要請は解除されました。

ついては、以下のとおり、都立学校における対応をお願いします。

貴職におかれましては、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）及び教職員に周知するとともに、感染症防止に向けた万全な対策とともに、学校再開に向けた準備を行うようお願いします。

なお、今週中に、6 月 1 日以降の学校における感染症対策と学校運営に関するガイドラインを策定し、別途通知します。

記

- 1 学校の再開について
6 月 1 日から段階的に再開する。
- 2 学校の再開に向けた準備について
5 月 31 日までは、引き続き臨時休業とするが、各学校において校内の衛生管理をはじめとす

る感染予防等の準備が整い次第、児童・生徒等の心身の健康状態の把握、課題の確認など学習面や生活面での支援・指導等を目的として、5月中に登校日を設定することができるものとする。

なお、臨時休業中の登校日の指導要録上の取扱いについては、授業日数には含めない。

(1) 登校日の設定

ア 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校

(ア) 実施規模

一度に集める生徒数は、全生徒数の1/6程度(1学年の生徒数の半数程度)とする。

ただし、定時制・通信制と島しょの学校は、学校規模に応じて判断する。

(イ) 登校回数及び在校時間

各生徒につき1回に限り、在校時間は2時間程度とする。

イ 特別支援学校

(ア) 中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科

学年単位での登校を基本とし、登校回数及び在校時間は、都立高校に準ずる。

(イ) 特別支援学校(中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外)

・各学年(学部)につき1回以内の登校とする。

・居場所確保のために午後も在校する児童・生徒等を除き、午前中のみの活動を基本とする。

・居場所確保のための児童・生徒等の受け入れは、継続する。

(2) 登校日を設定する上での留意事項

ア 時差通学

時差通学を実施し、公共交通機関が混雑する時間を避けた時間帯となるよう、登下校の時刻を設定する。通学時には、公共交通機関内での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努める。

イ 教室等における密集・密接の回避

(ア) 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校

・普通教室においては、生徒の在室を20人程度に留め、生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。その際、対面とならないよう留意する。

・その他の教室については、床面積に応じて、上記に準じて判断する。

(イ) 特別支援学校

・特別教室等で20人以上の集団での教育活動となるときは、学習集団を分けるなどの対策を講じる。

・教室内では、児童・生徒等間の距離を適切に確保するように努めるとともに、児童・生徒等が対面とならないような座席配置を工夫する。

・指導のために児童・生徒等と近距離で接する場合や対面での指導が必要な場面では、マスクの着用などの基本的な感染予防の配慮を徹底する。

(ウ) 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

令和2年5月22日付2教指企第237号「学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）」及び令和2年5月22日付2教指企第280号「児童・生徒の自殺予防について（通知）」に基づき、対応する。

(3) 感染症予防策の徹底

ア 児童・生徒等

(ア) 学校は、児童・生徒等に対し、マスクの着用、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど）の励行について指導する。

(イ) 児童・生徒等（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する（児童・生徒等には、健康観察票を配布し、毎日記入・提出を求める。）。

(ウ) 登校前に確認できなかった児童・生徒等については、別室等での検温及び風邪症状の確認をする。

イ 教職員等（外部人材含む。）

(ア) 教職員等は、児童・生徒等と接することから、マスクの着用、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底する。

(イ) 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努める。

ウ 校内環境

(ア) 校内に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

(イ) 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛ける。

(ウ) 教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を使用して清拭を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

(エ) 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。

エ 校内の体制の整備

(ア) 感染症が疑われる児童・生徒等発生時における校内の連絡協力体制について、あら

かじめ決めておく。

(イ) 感染症が疑われる児童・生徒等発生時に対応するための別室を準備する。また、対応に当たる教職員等はマスク着用、手洗いなどの感染症対策を徹底する。

(4) 特別支援学校における留意点

ア スクールバス・医療的ケア児専用通学車両について

- ・ 運送契約に基づく運行とする。
- ・ 児童・生徒等の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼する。
- ・ 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者への指導を徹底する。
- ・ 児童・生徒等は、バス乗車時において手指消毒を行う。
- ・ スクールバス・医療的ケア児専用通学車両運行中は、可能な限り利用者の席を離し、定期的に窓を開け、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意する。
- ・ バス事業者には別途、都教育委員会から、乗務員に対し、手洗い・咳エチケットの励行やバス車内の清掃・消毒の徹底、出発前・到着後の換気の徹底など車両における感染予防策の徹底に係る取組について通知している。

イ 寄宿舎における対応について

- ・ 寄宿舎においても、「3つの密」の回避を徹底するとともに、正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を実施する。

(5) 教職員の勤務について

教職員については、原則として、学校に出勤し、教育活動等に従事するものとする。

ただし、感染症対策の趣旨を踏まえた上で、校務に支障がない範囲で、教職員の自宅勤務や時差通勤を認めることができる。

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

電 話 03 (5320) 6845

指導部特別支援教育指導課

電 話 03 (5320) 6847

都立学校教育部特別支援教育課

電 話 03 (5320) 6753

【感染症予防策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

電 話 03 (5320) 6877

【教職員の勤務について】

人事部勤労課

電 話 03 (5320) 6801

【ガイドラインについて】

教育庁総務部教育政策課

電 話 03 (5320) 6713

【その他本通知に関すること】

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

事務局（教育庁総務部総務課内）

電 話 03 (5320) 6718